

別記

補助条件

1 事情変更による決定の取消し等

区長は、この補助金の交付決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、決定の全部若しくは一部を取り消し、又は決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 承認事項

補助事業者は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、(1) 及び (2) に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 補助事業の完了時期

補助事業は、令和 8 年 9 月 30 日までに完了しなければならない。

4 事故報告等

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通し等を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

5 状況報告

区長は、補助事業の円滑かつ適正な遂行を図るため、その遂行の状況に関し補助事業者に対し報告を求めることができる。

6 書類の整備保管

補助事業者は、補助金と補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを当該事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。

7 消費税仕入控除税額の取扱い

補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第 8 号様式）に必要な書類を添えて、速やかに区長に報告しなければならない。

ただし、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下「本部等」という。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

なお、区長に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部または一部を納付させることがある。